

はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の 療養費支給申請に必要な書類について

- 『療養費支給申請書』・・・当健康保険組合ホームページから印刷
『はり・きゅう用』または『あんま・マッサージ・指圧用』の該当するものに記入。
(施術者記入欄は施術者、被保険者記入欄は被保険者が記入)

- 『領収書原本』・・・施術者等が作成
全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの。

- 以下、該当する場合に添付が必要なもの●

- 『医師の施術同意書（原本）』・・・医療機関で作成
初療日から6か月を経過した時点で、更に施術を受ける場合は再度、医師の診察のうえ施術同意(再同意)を受けることが必要です。
また、同意期間内において2回目以降の請求については、医師の同意書の添付は省略または医師同意書(写し)の添付で差し支えありません。

- 『施術報告書(写し)』・・・施術者等が作成
施術者の施術報告書交付料の算定が行われている場合は、施術者等が発行した当該書類の写しを確認のため添付してください。

- 『往療状況確認書』・・・当健康保険組合ホームページから印刷
往療の施術を受けた場合には、施術者等へ『往療状況確認書』の記入を受け申請書に添付をしてください。

- 『1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書』・・・施術者等が作成
初療の日から1年以上経過、かつ、1月間の施術を受けた回数が16回以上となる場合は当該書類を添付してください。

その他注意事項

- ※暦月ごとに申請してください
- ※当健康保険組合において審査のうえ、支給決定を行います
- ※医療機関との併用確認等のため、支給はおよそ施術月より4～5ヶ月後となります